

第 2 回食肉の表示に関する検討会における主な意見

日本で生まれ育った「和牛」の遺伝資源は我が国の知的財産として保護すべきであり、純粋種であるか確証の得られない海外産のものに「和牛」の表示は認めるべきではない。

現状の表示ルールでは、将来的に海外から「和牛」と称されるものが輸入される可能性があることを踏まえ、今のうちにルールを厳格化させておくことが「和牛」の遺伝資源の保護及び「和牛」の品質確保につながるのではないか。

表示については、消費者の商品選択という観点の他に、生産者の取組み等により高付加価値化された商品であることを示すといった観点も持ちあわせている。こうした表示の持つ意味合いについて、消費者への理解を促進していく必要がある。

「和牛」を日本で生まれ育ったもに限定することは賛成であるが、表示の区分や内容について、消費者がもっとよく理解できるよう普及啓発すべき。

外国産牛肉が「和牛」と表示されて販売される例がほとんどなく、消費者に著しい誤認を与えていたる実態がない状況において、「和牛」表示を日本で生まれ育ったものに限ることは、かえって消費者にとってわかりにくい仕組みとなるのではないか。

JAS 法に基づき原産地の表示が義務づけられており、消費者にとっては現在の表示内容で十分ではないか。輸入ものの「和牛」か、日本の「和牛」かの選択を消費者に委ねることとし、更に「和牛」を日本で生まれ育ったものに限る必要はないのではないか。

表示のあり方については、一義的に消費者の商品選択の観点から検討すべきであり、「和牛」資源の保護、生産振興のための議論とは別にすべき。